



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 発行責任者：仲野 智
 〒113-0034 東京都文京区湯島 2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 Tel (03) 5842 - 5601
 Fax (03) 5842 - 5602
 毎月1日発行
 年額1,500円 (送料込、会員は会費を含む)
<http://www.inoken.gr.jp>

被害の拡大を再認識し、本腰を入れて、基本法制定を アスベストの社会的問題を考える学習会を開催

「いの健」全国センターは、6月14日、東京労働会館にて、「クボタショックから10年 アスベストの社会的問題を考える学習会」を開催しました。昨年11月に泉南アスベスト国賠訴訟で原告勝利の最高裁判決が出され、建設アスベスト裁判も精力的に進められています。しかし、アスベスト被害の根絶については課題が残され、特に建物の解体は、今後まさに問題となる時期を迎えます。学習会では、学校のアスベスト問題を中心に検討を行いました。約30人が参加しました。



ある高校の正門前の斜面—蛇紋岩がたくさん

思わぬ場所にある学校のアスベスト

愛知学泉大学の久永直見教授が「学校におけるアスベスト対策のポイント」と題して講演。久永教授の集約された事例をもとに、学校の建物・教材・機器などにあるアスベストについて詳しく示されました。例えば美術や園芸などに使われる鉱物や土の中にもアスベストが含まれるものがあります。また、生徒や教員のアスベストばく露は、建物工事の際が大きいものの、事故や建物の損傷、建材の劣化を含め通常の使用状況でもばく露の高い場合のあることが指摘されました。また、学校周辺にアスベスト含有の鉱物の土地があり、近隣住民で中皮腫の患者がでていたという事例もありました。対策としては、学校におけるアスベストの一覧表をつくり、教員へ周知すること、耐震改修などの際は業者と綿密に打ち合わせ適切な工事を進めること、安全衛生委員会での審議事項とすること、立入る人を含めすべての人を対象に対策を考えること、などがあげられました。

ノンアスベストの社会をつくろう

講演後、尼崎の会の粕川實則事務局長からこの10年間の取り組みと課題が報告されました。公害型の裁判では、今年2月最高裁にて、住民への加害責任を認めた高裁の判決が確定（国の責任は不問）。しかし、認められた「責任被災範囲」は300mです。旧神崎工場周辺の被害はまだ増加しており、闘

いを継続していく決意が述べられました。報告の2番目は、全教滋賀教職員組合の石田孝浩さんから、2010年に教職員のアスベスト被害で初の公務災害認定を勝ち取った事案について、続いて泉南から勝たせる会の伊藤泰司さん、大森和夫市議会議員から建設アスベストの勝利と「泉南市をノンアスベスト宣言都市に」の取り組みについて報告がありました。続いて埼玉の教員アスベスト認定や建設インターUITB（建設産別の国際組織）の報告があり、今後の課題について深めました。

最後に「いの健」全国センターの田村副理事長から、全国初のごみ破碎施設労働者の公務認定の事例が報告され、被害が広範にあることを再認識し、泉南の裁判で勝ち取った成果をもとに、裁判の勝利と被災者の全面救済、そして予防を含む基本法制定を本腰を入れて進めようと呼びかけを行いました。

(全国センター 岡村やよい)

〈今月号の記事〉

第6回SE労働研究会／第3回理事会報告	2面
安全衛生活動の交流 民放労連	3面
各地・各団体 北海道／埼玉／東京／愛媛／ 雇用共同アクション／国公労連／建設アスベスト	4～6面
専修大学労災解雇事件判決／いのけん×平和	7面
過労死防止学会発足	8面

政策・提言をまとめる議論を開始 第6回SE労働と健康研究会

第6回「SE労働と健康研究会」は5月23日に全労連会議室で開かれ(写真)、電算労、JMIU日本アイビーエム支部、大田患者会などから10人が参加しました。SE労働は、日本の産業構造の変化のなかで増加しています。納期が決まっています長時間・過密労働が常態化し、健康破壊、過労死などが起きている実態があり、健康で文化的な労働に変えていくための政策提言が求められています。

はじめに大田患者会の網野裕さんが、労災事案を報告。「納期が迫る中、スキルがないのにプロジェクトを成功させるためのリカバリー業務を担当させられた」「スキルがないのにプロジェクトリーダー代理を任された」2つの事案に共通する「スキルミスマッチ」について討議。「知らない業務でもとりあえずやれ。下請けだと何でもやれという感じ。火を噴いた(納期切れ間近等)プロジェクトに火消屋として投入される」「スキルがなく、用語もわからず議事録すらとれない状況に陥ったという事例がある」「システムは高度化しているのにスキルが落ちている。スキルを身につける研修もない」「成果主義のなかで技術をタダで教えないという風潮がある」などの意見が出されました。「営業が競争で無

理な納期の仕事を取ってくる」などの問題についても指摘されました。

政策提言についての

討論では、「長時間労働を無くすことはもちろん、数字に表れないストレス、精神的健診が必要ではないか」「SEはユーザー先で仕事をする人が多いので、相談する場所が必要」との提案や、「裁量労働制で、みなし労働時間より長く働いた場合は自己申告することになっているが、プロジェクト予算も決まってお付けられない。仕事に裁量はなく、実際の勤務時間の把握ができていないため、何かあっても証明できない」などの問題点が出されました。

今後、企業・業界団体、行政、発注者などに対する要求や、労働組合として何をやる必要があるのかなどを整理しながら、政策提言へと結びつけるための議論をすすめていきます。(全労連 高島牧子)



8月に交通問題を切り口に安全問題集会開催を確認

「いの健」全国センター第3回理事会

第3回全国センター理事会が、5月20日に平和と労働センターで開催されました。

協議事項では、①地方センター交流会について、隔年開催の提案があったが、すべての地方センターから理事を選出していないため、毎年の活動交流の場をもうけることは重要との意見から、毎年の開催を確認。次年度の地方センター交流集会は、全国総会の翌日に開催することとしました。②労働安全衛生カレッジは、多くの参加者で成功したこと。講義と班討論の積み重ねで内容をより深めることができたこと。学んだことを日常の労安活動に活かし始めていること。新たな講師陣とのつながりができたことなどを確認。すべての受講生から、カレッジを受講しての「何を学び、何を行動するか、職場での実践」のテーマでレポートを提出してもらい、まとめて文集を作成することを報告しました。受講者から「同窓会」を求めることもあり、中央労安学校で「同窓会」を企画すること、準備の関係から中央労安学校の日程を、10月24日(土)～25日(日)に変更することを確認しました。③過労死防止法の具体化

にむけたとりくみについて、推進協議会へ提出する意見書について意見交換を行い、あわせて、各地の今年度の「過労死防止のつどい」に向け、各県の労働局へ申し入れを行うことを確認しました。④制度政策要求の確立について、総会提案以降に出された意見をもとに修正を行い、意見交換を行いました。⑤海外での航空機墜落事故や大型客船の沈没事故、JRでの相次ぐ事故など、経済活動を優先に安全対策を軽視してことによる大事故が起きている現状のもと、御巢鷹山事故から30年・福知山事故から10年の節目の年に、交通問題を切り口に安全問題の集会を行うことを確認。8月30日(日)に羽田空港内で行うこととしました。

当面の主な日程は下記のとおりです。

◇安全問題学習会

8月30日(日) 羽田空港内

◇中央労安学校

10月24日(土)～25日(日) 東京:共和文具会館御

全従業員の平均残業時間が80時間に近いキー局も 民放産業全体に人間らしい働き方を！

民放労連が毎年、加盟組合対象に実施している調査では、過労死ラインとされる月間80時間を超える残業をしている組合員が去年は全体の9.1%にも達しています。あるキー局では全従業員の平均残業時間が80時間に近いというところもあります。しかも番組製作の最前線を支えている現場の労働者は派遣や請負のスタッフが多く、放送局の社員と比べるとはるかに劣悪な賃金や労働条件で働かされています。深夜まで続く仕事のため、早朝のキー局の廊下では座り込んだまま仮眠をとるスタッフの姿が珍しくありません。3K産業という評判が定着してしまったため、プロダクションなどの制作会社で雑用などを引き受けるADのなり手がなく、現場の人手不足は深刻化しています。

放送局経営者は他産業に先がけて外注化・アウトソーシング化を進めてきました。1980年には放送局一社当たり239人いた従業員が2014年には141人と41%も減少しています。番組づくりは機械化や効率化によって人手が大きく減らせる仕事ではありませんから、放送局社員の減少はプロダクションなど、いわゆる非正規の労働者に置き換えられてきた結果に間違いありません。

安全衛生意識を産業全体にどう広げるか

民放労連は今年5月、映演共闘のみなさんと一緒に、三田労働基準監督署の放送産業担当の監督官と懇談を行いました。在京のテレビ・キー局は現在すべて港区に本社があり、三田労基署の管内にあります。放送の仕事に携わるプロダクションや制作会社も多くが周辺に事務所を構えています。

三田労基署では、民放産業を「重点産業」として指導や取り締まりを強化し、毎年キー各局の担当者を集めて合同の研究会を行なっています。こうした取り組みや下請法の改正で番組製作が同法の対象となったこと、総務省が「番組製作取引ガイドライン」を策定したことなどにより、現場がどれだけ実際に改善されているかを別にすれば、放送局サイドには少なくとも法律を順守しようとするコンプライアンス意識は、従来と比べると大きく改善しているように思われます。大きな問題は、零細な規模の事業者が多く、激しい受注競争を迫られているプロダクションや制作会社の状況が、なかなか改善されないこ

とにあります。プロダクションを対象にした研修会も労基署が独自に主催して定期的



三田労基署訪問 (5月17日)

開催しているのですが、日々の経営に追われている経営者自身の参加がめだち、安全衛生の専門的な知識を番組製作現場に植え付けるということには、十分に効果を上げていないようです。

すべての構内労働者に人間らしい働き方を

民放労連では十年以上前から、放送局構内で働くいわゆる非正規労働者のみなさんを構内労働者と呼んで、その労働条件の改善を重点課題として取り組んできました。製作現場では放送局社員よりもこうした構内労働者が大多数を占めているわけですから、職場の安全衛生委員会でも、これらの人を除外して対策を協議しても実効ある改善に結びつかないことは明らかです。中央労働災害防止協会の「映画・テレビ番組等の撮影現場における労災防止ガイドライン」では、こうした構内スタッフも加えた「構内安全衛生連絡協議会」の設置が推奨されています。テレビ朝日では、今年の春闘で番組製作に携わる派遣スタッフ680人の派遣料金の大幅な引き上げを労働組合に回答しました。民放労連は十年余り前から各放送局に構内最低賃金ルールをつくることを局経営者に求めてきました。当時は他企業の従業員の賃金には関与できないとして、労使交渉のテーブルにのせることさえ拒否されることがほとんどでしたが、放送局経営者の意識にも大きな変化が生じつつあるようです。番組づくりを現場で支えているスタッフが、家にも帰れずにひどい低賃金で働かされているような状況を改善することなく、製作現場に安全衛生意識を浸透させることなどできません。民放産業全体に人間らしい働き方を実現していくことは、番組の質の向上に直結し、視聴者の放送への信頼を獲得していくことにつながるのではないでしょう。 (民放労連 井戸秀明)

各地・各団体のとりくみ

北海道 過労死の増加が懸念される法改正
2015年労働安全衛生学校

5月23日、札幌市内で「労働法制は何をもたらすのか」をテーマに、2015年労働安全衛生学校を開催しました。70人の参加でした。



午前中は、菅 俊治弁護士（日本労働弁護団事務局長）による「労働法制改悪の動向」と、福地保馬・北海道センター理事長（北海道大学名誉教授）による「長時間労働と働くものの健康」の講義でした。菅弁護士は、今国会に提案されている労働者派遣法・労働基準法「改正」法の問題点をわかりやすく解説し、これらが成立すれば格差の一層の拡大と「過労死」の増加が懸念されると指摘しました。福地理事長は、日本の労働者の長時間労働と健康破壊の実態を具体的データで示し、改善する取り組みを呼びかけました。

午後は、「長時間・夜勤交代制勤務を考える」をテーマにシンポジウムを行い、北海道センターが支援している過労死や労災申請など8事例が、各被災者などから報告されました。悲惨な労働実態がリアルに報告され、衝撃的な反響が広がりました。

全体を通して、集中した実りの大きな労安学校となりました。初めて参加した公務職場の男性は、「使用者側に都合の良い制度改悪は許せない」と感想を寄せています。（北海道センター 佐藤誠一）

埼玉 活発な討論で方針案を補強
第16回総会

「いの健」埼玉センターは5月23日、第16回総会を開催しました。参加者は、35人でした。

記念講演は、吉原泰助さん（福島9条の会代表）による「いま、あらためて日本国憲法を見つめ直す」でした。「戦後民主改革の起点としてのポツダム宣言・日本国憲法起草の中心は鈴木安蔵・戦争放棄は日本側が言い出した・日本国憲法9条は、5000万人の人々の屍とその肉親や縁者の慟哭の上に成立した。日本国憲法は、歴史の叡智が結実したものだが、9条2項は、条文に謳われているのは日本国憲法の

み。9条は、世界に誇るべき日本の、否世界の宝となる！」実質改憲による「戦争する国」に驀走する現政権に至るあとづけを、丹念に豊富な資料で講演。時宜に適した講演で、好評でした。

総会では、教科書カフェで語られた教職員の働き方・教職員の負担軽減の取り組みや労安体制の現状と課題・曙ブレーキ訴訟のたたかい・腰痛に関わる医労連の調査・国賠訴訟の勝利判決・コープネットグループの報告・高教組の健康実態報告・四條訴訟（アスベスト公務災害）の紙上報告など活発な討論が行われ、活動報告と方針案を補強するものとなりました。（埼玉センター 矢木 毅）

東京 「安全衛生担当のヒントを得た」
第2回労働安全衛生学校

「いの健」東京センター主催の「第2回労働安全衛生学校」を、5月16日に東京都内で開催しました。参加者は51人で、充実した学校となりました。



冒頭、学校長である天笠 崇・東京センター理事長が、同センターの生い立ちから今後の目指す目標を簡潔に述べました。また、従業員50人以上の事業所を中心に、今年12月から実施される「ストレスチェック」についてのミニ解説をして、開校のあいさつとしました。

第1講義「労働組合にとって労働安全衛生活動は最優先活動」化学一般労組・堀谷昌彦前委員長、第2講義「労働安全衛生法を職場でどう生かすか」全労働省労働組合・森崎巖委員長、第3講義「労組・労働者の自主的安全衛生活動の進め方」産業医・労働衛生コンサルタントの服部真氏から講義を受けました。

講義後は、堀谷講師を助言者に学習を深めました。参加者のほぼ全員がマイクを握り、職場の状況の報告や労安活動の取り組み上の疑問点などがたくさん出されました。また、「安全衛生担当者であるが何から着手したらよいかわからなかったが、今日の講義でヒントを得たので頑張りたい」、「労働安全衛生法が、労働者の命と健康を守る上でとても重要な内容であることが分かった」などの感想がありました。

（東京センター 大角繁夫）

各地・各団体のとりくみ

愛媛

人間らしく働く社会に

過労死防止を考えるつどいを開催

過労死防止法の施行を記念して「過労死防止を考えるつどい」を5月30日、松山市内で開催しました。働くもののいのちと健康を守る愛媛県センターなどで作る実行委員会が主催しました。実行委員会構成団体のほか、家族の会の会員や学生など30人が参加しました。



いの健愛媛県センターの河野文朗理事長が「男性正社員の5人に1人は1か月の残業時間が過労死ラインの80時間を超えて働いている。過労死防止法ができたが、これからの取り組みが大事だ」と主催者あいさつをしました。

全国過労死を考える会家族の代表の寺西笑子さんが講演。ご自身の経験や家族の会の活動、過労死防止法制定にむけた国会議員への働きかけや国連への訴え等の活動、過労死防止法成立の意義とともに「法を実効性のあるものに」と語られました(写真)。

また、過労死弁護団全国連絡会議の松丸正弁護士からは、「実態として現在でも労働時間は適正に把握されていないのが一番の問題だが、労働基準法『改正』でさらに長時間労働が深刻化する」と指摘されました。参加者から「過労死ラインを超える労働時間を36協定で認める『死んだ労働組合』という指摘を組織全体のものにしたい」「ご遺族から貴重なお話が聞けた。過労死をなくす運動にもっと力をいりたい」のほか、参加した学生さんからも「人間らしく働く社会にしたいという思いは同じ。労基法はどうしたら守られるのかと思う」との声も寄せられました。つどいは愛媛労働局、愛媛県、松山市が後援し、労働局から神戸労働基準部長が来賓あいさつをおこないました。

つどいの後、「いの健」愛媛センターは定期総会を開催。2015年度活動計画として、労組向けの労安アンケートや、活動家を養成するための「労安法の基礎」「安全衛生委員会の活動」「メンタルヘルス」「パワハラ」をテーマに労安講座の開催などに取り組むことを決めました。「長時間労働、パワハラ、

メンタルを組合でもっと重視する」、「貧困状態のもとで健康にかまっていられない労働者が多い。負担のかかる深夜労働も非正規ではやらねばならない。そういう労働者をどう守るか」などセンターの強化にむけた議論をおこないました。

(愛媛センター 竹下 武)

労働法制

派遣法改悪法案 採決強行に抗議

雇用共同アクションが国会前行動

労働界が一体となって反対していた派遣法の大改悪法案が6月19日、衆議院厚生労働委員会で採



議員会館前で抗議行動

決が強行され、その後本会議に緊急上程、可決されました。労働者・国民に危険な内容が知らされず、審議も不十分であり断じて許されません。

「派遣法案の採決強行反対」「派遣法案は廃案にしろ」一委員会終了後の参議院議員会館前には、時折強い雨が吹き付けるなか採決強行に抗議し、全労連、全労協、MIC(日本マスコミ文化情報労組会議)などで作る「安倍政権の雇用破壊に反対する共同アクション」や派遣切り裁判でたたかう仲間など200人が結集しました。全労連の井上久事務局長は「不正常な国会運営の中で、まともに審議されず採決が強行されたことに抗議する。正社員ゼロ、生涯ハケンという雇用ルールの大改悪になることは明らかだ。参議院で廃案にむけて奮闘しよう」と呼びかけました。

派遣法改悪は、臨時的・一時的業務に限る、正規の代替としてはならないという大原則を大本から崩すものです。業務で期間を制限していたものを個人単位で規制することによって、企業は人さえ替えれば派遣労働者を永久に使い続けられます。雇用責任のない派遣へ置き換えが進む危険性があります。派遣労働者は不満があってもものが言えず、いつ使い捨てにされるか、3年経ってクビを切られたら次の職はあるのかと不安を抱えて働くことになります。

派遣法案の質疑は参議院へと移ります。派遣法廃案、「直接・正規」という雇用の原則のもと、ディーセントワーク実現にむけたたたかいを続けていきます。(全労連 高島牧子)

各地・各団体のとりくみ

国公
労連

広げよう、連帯と共同の輪

第45回国公女性交流集会開催

第45回国公女性交流集会は2015年5月23～24日、群馬県みなかみ町で開催され、全国から201人が集いました。戦後70年を迎える今年、憲法を変えようとする危険な動きが強まる中で開催した今集会は、メインテーマを「ひろげよう 連帯と共同の輪」、サブテーマを「戦後70年 職場とくらしに憲法を」としました。

1日目の全体会では、弁護士の岸 松江さんから「主人公は私！女性と憲法のチカラ 今こそ」と題して、個人の尊厳と男女平等を謳った憲法第24条や5月15日に衆議院に提出された「いつでも」「どこでも」「どんな理由でも」自衛隊を海外に派兵可能にする11本の「戦争立法」関連法案等について講演いただきました。また、社会保険庁不当解雇闘争、JAL不当解雇撤回裁判の状況や原発事故から4年が経過した福島の実態について報告を受けました。

2日目の分科会では、「憲法カフェ」、「介護の実

態」や「女性の活躍」の裏側に隠された狙いなどについて学び、語りあいました。また、メンタルヘルスなどの相談を受ける側の心得を学ぶ分科会では、いの健全国センター事務局長の岡村やよいさん(写真)を助言者に迎え、具体的な事例なども踏まえ意見交換を行いました。参加者からは「職場でも直面する問題でとても参考になった」「今までとは違う視点からメンタルヘルス問題を考える機会となってよかった」「相談者と共倒れにならないようにしたい」などの感想が寄せられました。

集会の最後では、誇りを持っていきいきと働き続けるために、憲法と平和を守り、仲間とのつながりを大切に、連帯と共同の輪をひろげようと確認し終了しました。
(国公労連 橋本恵美子)



建設ア
スベスト

早期解決をめざして

建設アスベスト訴訟全国総決起集会

5月22日、日比谷野外音楽堂に於いて、全国に広がった建設アスベスト訴訟に勝利し被害者補償基金の創設に向けた集会、「建設アスベスト訴訟全国総決起集会」を開催しました。全国から3500人の仲間が集結し、アスベスト問題の全面解決に向けた決意を固めました。

最初に主催者を代表し、人見統一本部長(東京土建委員長)が、「首都圏建設アスベスト訴訟提訴後、既に114人の原告が命を失った。一刻も早い勝利判決と政治解決の為に頑張ろう」と訴えました。

三浦全建総連委員長の「建設現場で働く仲間のアスベスト被害根絶のために全力を尽くします」との決意に続き、私たちの要求に賛同する国会議員が力強い発言で原告団を励ましました。参加いただいた国会議員は、佐田衆議院議員(自民)、近藤衆議院議員、大野参議院議員(民主)、田村・倉林参議院議員(共産)、山本参議院議員(生活)吉田参議院議員(社民)でした。それぞれが「党派を超えてアスベスト問題解決に奮闘する」と発言しました。

宮島原告団共同代表は「現役の仲間のためにも訴訟の勝利と早期解決を実現しましょう」と訴え、その後被害の実態として、神奈川・千葉の遺族原告が

家族を突然亡くした苦しきと無念、埼玉の原告の妻は、酸素吸入をしながら生活する夫がいつ倒



集会決議後の霞が関デモ行進

れるか分からない不安と何も出来ない情けなさなどの心情を語りました。

賛同議員は毎月の要請行動により、国会議員の過半数359人を超える361議員を達成し会場は大きく盛り上がりました。松森統一本部事務局長は、「力を緩めることなく、更なる圧倒的多数の賛同を目指し政治による早期解決と基金制度創設要求を全面に押し出して闘うこと、100万の国会請願署名、自治体決議などで世論を高めよう」と呼びかけました。「建設アスベストのたたかいは、安全な社会を築く国民的な意義がある」と盛り込んだ集会決議を採択し、霞が関周辺をデモ行進しました。

建設アスベスト訴訟は、来年1月22日に大阪地裁、1月29日に京都地裁で連続して判決が言い渡されます。
(東京土建 高見京子)

労災休業中の金銭解雇を拡大

「専修大学労災解雇事件」最高裁で不当判決

6月8日、最高裁第二小法廷は、学校法人専修大学が労災療養中の労働者を解雇した事案について、解雇を無効とした東京高裁判決を破棄し、高裁に差し戻す判決を言い渡しました。

そもそもこの事件は、専修大学が労働者に過重な労働を課したことにより、頸肩腕症候群という職業病を発症し、療養を余儀なくされたことが発端です。しかし、大学側は発症当初から労災申請を妨害し、解雇通告や退職強要を繰り返して主治医や産業医が認めたりハビリ勤務も拒否し続けました。その間、中央労働基準監督署が指導や是正勧告をしたにもかかわらず、解雇を強要したのです。

労働基準法では、業務上のケガや病気で療養中の労働者の解雇を禁じています。そして例外として、使用者が療養費を負担し、療養開始から3年経っても治らない場合、平均賃金の1200日分を支払えば解雇できるとしています。しかしこれまでは、労災保険での療養費給付は、使用者が療養費を負担しているにはあらず、解雇はできないという運用が行

われてきました。

この事案においても、東京地裁・高裁では、解雇無効の判決が出ていましたが、今回の最高裁判決は「労災給付は使用者による補償に代わる制度」として、休業が3年を過ぎた場合は金銭の支払いと引き換えに解雇することを認めたのです。

判決後、衆議院議員会館で報告集会が開かれ、原告からのお礼とともに、代理人の小部正治弁護士が「安心して療養する権利を奪う判決であり、労働者が過酷な労働で心身を壊したら使い捨てることを織り込む、ブラック企業を認めるもの」と厳しく批判しました。

被災労働者は、大学側の不当な扱いにより、安心して療養に専念できたことはないに等しい状況でした。差し戻し審においては、大学側の長期にわたる不当な仕打ちの実態にもとづいて、解雇の不当性を訴え、本件解雇の違法・不当性を明らかにしていくこととなります。全国からの支援をお願いします。

(全国センター 岡村やよい)

いのけん
×
平和

政治家たる者

広島センター 重村 幸司

時間が解決をしてくれる程度の「悔悟」であれば、いつか苦い思い出くらいになるかも知れないが、時と共に苦しみになるような「悔悟」であれば、身を灼く辛さに違いない。

最前線からの帰還兵の自殺が、異常に多いという話である。心ならずも命を奪ってしまった子どもの姿が心をさいなみ、苦しみの果てに自死をした若者もあるという。心の痛みに悲鳴をあげる日々、は尋常ではなかったであろう。

命を奪うことは、辛いものである。子どもの頃、ゴム銃で遊ぶことが流行ったことがある。標的は空き缶だったが、ある日スズメの一群れに軽い気持ちで撃ち込んだ。すると、黒い何か落ちた。スズメに当たってしまったのだ。見てみると、首にひどい傷がついて死んでいた。殺す気持ちは、全くなかった。空き缶に当たったこともない下手くそが、スズメに当ててしまったのである。実は今もその事が突然思い起こされて悔悟になっている。

スズメでさえ、そうである。ましてや罪もない愛らしい子どもを殺したとなれば、身を灼くことになるであろう。戦争は、加害も被害もむごく哀れである。

アメリカの帰還兵の自死や犯罪は報道されていたが、戦争を放棄したドイツや日本の帰還兵さえ異常な自死があることが、明らかにされた。

日本の帰還兵は、憲法9条の力で誰も殺してはいない。それでも、戦場は心をさいなむ場所なのだろう。

国の進路に携わる政治家は、命の尊さに心を置く者でなくてはならない。戦争を、心から憎む者でなくてはならない。戦争にならないよう心を砕き、一身を捧げる者でなくてはならない。言を左右し国民をあざむき戦争に導く者など、政治家であってはならないのだ。



192号7面ILO条約の記事中、98号条約（結社の自由）を（団体交渉権）に、22号（雇用政策に関する）条約を122号に訂正します

被災者・家族・研究者・弁護士・活動家、過労死ゼロを願う人々の力を結集 「過労死防止学会」が期待と注目の中で発足

過労死防止学会（以下学会）設立記念大会は、5月23日、午後1時から明治大学リパティタワーで160人以上の参加者を得て開催されました。主催者側の予想を上回る参加者であり、またマスコミ関係者も多数詰めかけたことは学会発足が期待され、社会的にも注目されていることの証と言えます。

国の施策と連携関係を持ちながら

過労死防止学会規約（当日承認）第2条（目的）には「本会は過労死（過労自殺及び過労疾病を含む）の実態、原因及び背景に関する調査研究を行い、その結果を過労死の効果的な防止のための対策と取り組みに活かすことを目的とする」と述べています。また「会員」（第4条）には、過労死被災者とその家族、研究者、弁護士、活動家、ジャーナリスト、その他本会の目的に賛同する個人によって構成するとなっており、広く門戸を開けていることも、この学会の特徴と言えます。

設立大会の第1部の冒頭に、学会設立準備の責任者である森岡孝二関西大学名誉教授の経過と学会の目的の紹介があり、続いて厚労省の過労死等防止対策推進室長からの当学会への期待が述べられました。過労死等防止対策推進法（過労死防止法）が掲げている対策の柱に「調査研究等」が掲げられており、国の施策と連携関係を持ちながら本学会がスタートを切ったと言えます。

「急がれる過労死研究と防止対策」でシンポ

続いて記念シンポジウムが「急がれる過労死の調査研究と防止対策—今何が問われているか—」をテーマに実施されました。冒頭の報告者の全国過労死を考える家族の会代寺西笑子代表は「過労死のない社会実現をめざす遺族の願いと過労死防止法の課題」と題して自らの体験と多くの遺族の思いを重ねながら家族の会の歴史をたどり、過労死防止法にたどり着く取り組みを熱く語りました。その上で過労死防止法制定の歴史的意義と実効ある取り組みにしていく決意を述べました。次に甲南大学の熊沢誠名誉教授が「過労死・過労自殺の要因とこれからの課題」のテーマで報告。その中で過労死・過労自殺の重層的要因を、根底にある日本企業の働かせかたに求め、媒介要因として「規制に無力な労働組合」との指摘があり、さらに過労死・過労自殺を招くまで

の働きすぎには「強制された自発性」に基づく、労働者の主体的適応の側面があることを述べました。衝撃的



講演する熊沢誠氏

なかつ意味深い提起と感じられる内容でした。次に自治医科大学精神医学教室教授加藤敏氏が「ここ最近の日本における企業情勢と職場のメンタルヘルス」と題して報告。氏は「人類史から見る統合失調症と気分障害の病勢」を導入部として述べた後、今日の企業での非人間的労働、単純作業の加速化、感情表出の機会の少ない仕事などと特徴付けながら、その下での具体症例を紹介。現在のメンタルヘルス問題の特徴付けとして「職場結合型気分障害」という概念を押し出しました。氏の著作に触れて学びたいとの思いに駆られる報告でした。

贅沢な顔ぶれで討論を展開

休憩後、「予定討論」としてノース・スコット大阪大学教授が欧米諸国では考えられない過労死を生む日本の働き方の異常さを、岸玲子北大特任教授が日本学術会議の過労死防止の提言を打ち出した経緯を、西谷敏大阪市大名誉教授が現在の労働法制、とりわけ高度プロフェSSIONAL制の問題点の指摘を、東海林智毎日新聞記者が一連の労働法制改定の動向との危険性を、わずか10分間の時間制限の中で語りました。それぞれの報告者が単独で講師を担う方々であり、大変「贅沢」な内容でした。その後、質疑と討論が交わされました。

第2部として設立総会が開かれ①事業報告-設立の経過と目的 ②規約案の提案 ③2015年度事業計画と予算 ④幹事の選出の提案がされ、全体の拍手で確認。無事「学会」が正式発足をしました。幹事には私を含め設立呼びかけ人が全員その任につき、初代代表幹事には森岡孝二関西大学名誉教授が選出されました。その後は会場を移し、設立を祝う懇親会が催されました。

（東京センター 色部 祐）